

8

別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和8年6月9日

群馬県知事 様

群馬県安中市鷲宮205-1

医療法人信愛会

理事長 本多



医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書



様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 信愛会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 群馬県安中市鷺宮 2 0 5 - 1

(3) 設立認可年月日 平成 7 年 1 2 月 1 2 日

(4) 設立登記年月日 平成 6 年 1 2 月 8 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	本多 真	本多病院、介護老人施設うららく管理者
理 事	本多 雄	
同	若林里実	
同	本多真理	
同	中野 元	
監 事	萩原正和	
同	中山博一	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	本多病院	群馬県安中市鷺宮205-1	一般病床 0床 療養病床 20床 [医療保険 20床] [介護保険 15床] 介護保険15床は、介護医療院。令和元年10月1日に開設した。
介護老人保健施設	うららく	同 上	入所定員 100名 通所定員 50名

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援事業所フレンズ	群馬県安中市鷺宮205-1	
安中市在宅介護支援センター (安中市から委託を受けて管理)	同 上	
認知症対応型共同生活介護及び 介護予防認知症対応型共同生活 介護 グループホームきらら	群馬県安中市鷺宮203	
事業内保育事業（小規模型） ひまわり保育園	群馬県安中市鷺宮205-1	平成28年4月～
訪問介護事業所 うららか	同 上	平成28年10月～
サービス付き高齢者住宅 らら・さぎのみや	群馬県安中市鷺宮592-1	平成28年7月～
本多病院 介護医療院	群馬県安中市鷺宮205-1	令和元年10月～

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和8年5月28日 令和7年度事業報告
令和8年5月28日 令和7年度決算の決定

法 人 名	医療法人 信愛会
所 在 地	群馬県安中市鷺宮字蔵畑205-1

財 産 目 録

(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	810,770 千円
2. 負 債 額	600,910 千円
3. 純 資 産 額	209,860 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	235,639
B 固 定 資 産	575,131
C 資 産 合 計 (A+B)	810,770
D 負 債 合 計	600,910
E 純 資 産 (C-D)	209,860

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法 人 名 医療法人 信愛会

所 在 地 群馬県安中市鷺宮字蔵畑205-1

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	235,639	I 流動負債	290,358
現金及び預金	77,112	支払手形	
事業未収金	150,804	買掛金	4,118
有価証券		短期借入金	250,000
たな卸資産	2,960	未払金	26,252
短期貸付金		未払費用	
前渡金		未払法人税等	165
前払費用	2,684	未払消費税等	1,840
繰延税金資産		繰延税金負債	
その他の流動資産	2,079	前受金	3,925
II 固定資産	575,131	預り金	4,058
1 有形固定資産	539,351	前受収益	
建物	346,777	〇〇引当金	
構築物	33,973	その他の流動負債	
医療用器械備品	2,067	II 固定負債	310,552
その他の器械備品	4,430	医療機関債	
車両及び船舶	2,178	長期借入金	310,552
土地	149,926	繰延税金負債	
建設仮勘定		〇〇引当金	
その他の有形固定資産		その他の固定負債	
2 無形固定資産	3,341	負債合計	600,910
借地権	2,740	純資産の部	
ソフトウェア		科 目	金 額
その他の無形固定資産	601	I 資本金	1,000
3 その他の資産	32,439	II 資本剰余金	
有価証券	255	III 利益剰余金	412,860
長期貸付金		繰越利益剰余金	412,860
役員等長期貸付金		IV 自己持分(自己株式)	-204,000
長期前払費用		V 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	32,184	繰延ヘッジ損益	
資産合計	810,770	純資産合計	209,860
		負債・純資産合計	810,770

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法 人 名 医療法人 信愛会

所 在 地 群馬県安中市鷺宮字蔵畑205-1

損 益 計 算 書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		849,260
2 事業費用		
(1)事業費	933,628	
(2)本部費		933,628
本来業務事業利益		-84,368
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		25,417
2 事業費用		22,828
附帯業務事業利益		2,589
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		-81,779
II 事業外収益		
受取利息	151	
その他の事業外収益	11,371	11,522
III 事業外費用		
支払利息	8,398	
その他の事業外費用		8,398
経常損失		-78,655
IV 特別利益		
固定資産売却益	7,802	
その他の特別利益		7,802
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		0
税引前当期純損失		-70,853
法人税・住民税及び事業税	189	
法人税等調整額		189
当期純損失		-71,042

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示すること
 が適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別
 利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名	医療法人 信愛会
所在地	群馬県安中市富宮字蔵畑205-1

※医療法人整理番号						
-----------	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人信愛会

理事長 本多 真 殿

私たちは、医療法人信愛会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月26日

